

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規 則 鳥取県道路交通取締規則
- ◇公安告示 鳥取県道路交通取締細則
- ◇雑 報 道路交通取締法施行規則に基づく緊急自動車指定要領

規 則

鳥取県道路交通取締規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第八十六号

鳥取県道路交通取締規則

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）に基きこの規則を定める。

（燈 火）

第一條 自動車（そのけん引する車を含む。）及び原動機付自転車（そのけん引する車を含む。）以外の諸車（以下「諸車」という。）の運転者は、夜間運転するときは、危険予防に充分な光度を有する前照燈及び尾燈を明確に、且つ、見やすいようにつけなければならぬ。この場合、尾燈に代え反射器を備えるときは、これを尾燈とみなす。

2 前項の前照燈のうち自転車につけたもので発電装置によるものにあつては、その照射光線の方向が下向であり、且つ、その主要光線が前方三メートル以上の地点に及ばないように設備したものでなければならぬ。

(駐車時の尾燈)

- 第二條 前條第一項の尾燈に関する規定は、諸車が夜間駐車場以外の道路に駐車する場合にこれを適用する。
- 2 前條及び前項の反射器の有効反射面の直徑は、荷車、牛馬車、及び旅客軽車輛にあつては六センチメートル以上、その他の諸車にあつては三センチメートル以上とし、夜間自動車の前照燈により五十メートルの距離からその反射光を認めることができるものでなければならぬ。

(道路における禁止行爲)

- 第三條 道路において次の行爲をしてはならない。
- 一 市街地若しくは、雑とう、する道路及び警察官若しくは警察吏員の指示する地域において二輪自転車に二人以上乗車すること。但し、成年者が安全な設備をして八才未満の者を乗車させる場合を除く。
- 二 有効な制動機及び警音器の装置のない自転車に乗車すること。

三 長大、過重又は危険の虞のある物件を積載し又は携帯して自転車に乗車すること。

四 自転車に乗車して進行中の自動車、原動機付自転車又は諸車にすがり又はその直後を追従すること。

五 物件を放置し若しくは乾しさらし又はどろ土、汚水、汚物その他氷雪をまくこと。

六 交通ひん繁な道路において牛馬を連繫して通行すること。

七 安定を失い又は見透しを妨げる方法で自転車に乗車し又は雑とう、する道路若しくは狭い、な道路でかさをさして自転車に乗車すること。

八 車馬に他の車馬を連繫し又は車馬に他の物件をけん引して通行すること。

九 みだりに敷物、疊、穀類その他のものちりを払い又は飛散させること。

十 交通ひん繁な道路において自転車又は乗馬の練習をすること。

(道路使用)

- 第四條 次の各号の一に該当する行爲をしようとするものは、所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 一 道路にみこし、だし、又は練物の類を出すこと。
- 二 道路において競技その他催物をする事。
- 三 道路に日除け、標旗、標燈、陳列などを出すごと。
- 四 その他交通の妨害となるような方法で道路を使用し又は通行をすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通取締令施行規則(昭和二十三年四月鳥取県規則第二十三号)は廃止する。

公安告示

◆鳥取県公安委員会告示第九号
鳥取県道路交通取締細則を次のとおり定める。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県公安委員会

第一章 總 則

第二章 車 馬

第三章 運転免許及び運転許可

第四章 運転免許証及び運転許可証

附 則

鳥取県道路交通取締細則

第一章 総 則

(用語)

第一條 この細則における用語は次のとおりとする。

2 法とは、道路交通取締法をいう。
 3 令とは、道路交通取締法施行令をいう。
 (表示)

第二條 法第六條の規定により危険防止及びその他交通の安全のため通行を制限するときは、そのつ、度これを表示する。

(届出の場所)

第三條 この細則により鳥取県公安委員会に提出すべき申請書は正副二通とし、主たる運転地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

第二章 車馬

(速度の制限)

第四條 市街地又は人家の密集した場所における自動車及び原動機付自転車の最高速度は次のとおりとする。

- 一 令第十五條第一項第一号の自動車は、毎時四〇キロメートル(二四、八哩)
- 二 令第十五條第一項第二号の自動車は、毎時三〇キロメートル(一八、六哩)

- 三 令第十六條の原動機付自転車は、毎時二〇キロメートル(一二、〇哩)
- 四 緊急自動車は、毎時七〇キロメートル(四三、四哩)

(追越の禁止)

第五條 緊急自動車以外の自動車又は原動機付自転車は、令第二十三條の規定による外次の場所を通行するときは、他の車馬を追越してはならない。

- 一 道路の有効幅員が諸車双方の幅員を合し余裕一メートル以下の場所
- 二 交通の雑とうする場所又は危険な場所

(徐行)

第六條 車馬は、令第二十九條の規定による外次の場所を通行するときは、徐行しなければならない。

- 一 学校、幼稚園、病院及び児童遊園地の附近
- 二 公園

三 学生若しくは生徒の隊列又は葬列その他の行列の附近

四 トンネル又は踏切

五 その他交通の危険な場所

(停車、駐車の禁止)

第七條 車馬は、令第三十條及び第三十一條の規定による外次の場所においてはやむを得ない場合の外停車し、又は駐車してはならない。

- 一 著しく狭い場所
- 二 その他交通の妨害となる場所

(許可申請書)

第八條 令第四十二條の規定によつて、出発地警察署長の許可を受けようとするものは、同條第一項(設備された場所以外の乗車又は積載許可)の場合は別記第一号様式、同條第二項(貨物自動車の一時乗用使用)の場合は別記第二号様式、同條第三項(制限外積載)の場合は別記第三号様式によりそれぞれ申請書を提出しな

ればならない。

(許可証)

第九條 前條の規定によつて設備された場所以外の乗車又は積載の許可を与えたときは第四号様式、貨物自動車の一時乗用使用の許可を与えたときは第五号様式、制限外積載の許可を与えたときは第六号様式による許可証をそれぞれ交付する。

(許可証の返納)

第十條 前條の許可証は、使用の後は遅滞なく返納しなければならない。

第三章 運轉免許及び運轉許可

(免許、許可の申請)

第十一條 令第四十九條又は令第六十五條の規定によつて運轉免許又は運轉許可を受けようとする者は、別記第七号様式の申請書に次の各号の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては

登録原票の写)

二 写真三葉(申請前六箇月以内に撮影したライカ版、脱帽、正面半身無台紙のものであつて裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの)

三 精神病、聴力、視力、色盲、アルコール中毒、覚せい剤中毒及び四肢の運動障害に関する医師の健康診断書

四 令第五十三條第一項第一号の規定に該当する者は、自動車練習所又はこれに類する施設の発行する卒業証明書

五 令第五十三條第一項第二号の規定に該当する者は、卒業證書の写及び在学中自動車に関する学科を修めた者である旨の当該学校長の発行する証明書

六 令第五十三條第一項第三号の規定に該当する者は、運転免許証の寫

七 令第五十三條第二項の規定に該当する者については、その理由書

2 前項の規定にかかわらず現に運転免許を有する者で異種の運転免許を受けようとする者は、現に有する運転免許証の寫をもつて戸籍抄本に代えることができる。

(仮運転免許申請)

第十二條 令第四十八條第一項の規定によつて仮運転免許を受けようとする者は、別記第八号様式の申請書に寫真二葉及び現に有する運転免許証の寫を添えて提出しなければならない。

2 令第四十八條第二項の規定によつて練習のための仮運転免許を受けようとする者は、別記第九号様式の申請書に前條に規定する書類を添えて申請しなければならない。

(免許の保留及び拒否)

第十三條 令第五十條第一項及び第六十六條の規定により公安委員会が免許を拒否し又は保留しようとするときは、あらかじめ別記第十号様式によつて当該試験に

合格した者の出頭を求めその弁明を聞かなければならぬ。

(試験の免除)

第十四條 令第五十三條の規定による令第五十二條の試験は次の各号によりその一部を免除する。

一 令第五十三條第一項第一号の規定による証明書を有するものについては、令第五十二條第一項第二号の技能試験、同第三号及び第四号の筆記試験

二 令第五十三條第一項第二号の規定するものについては、令第五十二條第一項第四号の構造及び取扱に関する筆記試験

三 令第五十三條第一項第三号に規定するものについては、令第五十二條第一項第二号の技能試験及び同

第四号の構造及び取扱に関する筆記試験

四 令第五十三條第二項に規定するものについては、令第五十二條第一項第二号及び第四号の技能及び筆記試験

八 その他交通に関する法規

(技能試験)

第十五條 技能試験は実地に自動車を運転させてこれを行う。

(筆記試験)

第十六條 筆記試験は主として次の法令中で運転者として必要な事項及び交通上危害予防に必要な自動車の構造、装置の取扱についてこれを行う。

一 法

二 令

三 道路交通取締法施行規則

四 道路標識令

五 道路運送法

六 道路運送車輛法及び道路運送車輛の保安基準

七 法及び令に基いて鳥取県知事並びに鳥取県公安委員会が規定した事項(鳥取県道路交通取締規則及び

鳥取県道路交通取締規則)

八 その他交通に関する法規

(試験日)
第十七條 指定された試験日時に出席しない者は不合格とする。

2 やむを得ない事由により試験施行までに指定の日時に受験することができない旨を届け出た者に対しては、試験施行の日時を変更することがある。

(採点)

第十八條 技能試験、筆記試験はいずれも百点満点としそれぞれ八十点以上を、身体検査は最低標準に達するか若しくは第二十條の條件に適合するものをもつて合格者とする。

(合格通知書)

第十九條 令第五十四條の規定により市町村公安委員会に送付する合格通知書は別記第十一号様式による。

(免許の條件)

第二十條 令第五十五條第一項又は令第六十六條第一項の規定による運転免許又は運転許可の條件は、身体的

欠陥がその設備又は装備をすることによつて身体的適格者と何等異なる安全運転の状態に十分補われ得るものでなければならぬ。

(免許の限定)

第二十一條 技能試験の結果令第四十七條第二項の別表第一に定める各免許で運転することができる自動車の種類のうち、完全に運転することができないと判定されたものについては、完全に運転できると認められる自動車のみにその免許を限定する。

第四章 運転免許証及び運転許可証

(本籍、住所、氏名変更)

第二十二條 令第五十六條第一項及び第六十六條による本籍、住所又は氏名を変更したときは、別記第十二号様式により届け出なければならぬ。

2 前項の届出のうち本籍、住所又は氏名を変更したときは、これに戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては登録原票の寫)に運転免許証又は運転許可証

を添えなければならぬ。

(運転地変更)

第二十三條 令第五十六條及び第六十六條による主たる運転地を変更したときは、別記第十三号様式による届書及び寫眞二葉に運転免許証又は運転許可証を添えて届け出なければならぬ。

(定期検査)

第二十四條 令第五十七條及び第六十六條の規定により運転免許証及び運転許可証の検査を受けようとする者は、別記第十四号様式の申請書に運転免許証又は運転許可証及び寫眞三葉を添えて申請しなければならぬ。

(再交付申請)

第二十五條 令第六十二條及び第六十五條の規定による運転免許証又は運転許可証の再交付を受けようとするものは、別記第十五号様式の申請書に寫眞三葉及び汚損の場合はその運転免許証又は運転許可証を添えて申

請しなければならぬ。

(免許証、許可証の返納)

第二十六條 令第六十四條第一項及び第六十六條の規定によつて、運転免許証又は運転許可証を返納するものは別記第十六号様式の届書に運転免許証又は運転許可証を添えてしなければならぬ。

(道路使用許可の申請)

第二十七條 法第二十六條第一項第一号から第四号までの規定により道路を使用しようとするものは、令第六十九條の規定によつて、使用しようとする道路を管轄する警察署長(使用しようとする道路が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄に係る場合は使用する面積の多い、いずれか一の警察署長)に別記第十七号様式によつて許可の申請をしなければならぬ。

(道路の使用許可)

第二十八條 前條の申請により許可する場合は、別記第

十八号様式の許可証を交付する。

附 則

1 この細則は公布の日から施行する。

(別記)

第一号様式 (第八條の規定によるもの)

設備された場所以外の乗車、積載許可申請書

2 鳥取県道路交通取締規則 (昭和二十五年三月鳥取県公安委員会告示第一号) は廃止する。

申請者、住所、氏名、生年月日					
車の種別、車輛番号					
運搬品目					
指定外の場所					
緊急又は止むを得ない事由					
運搬の経路					

運搬日時

年 年
月 月
日 日から
日 まで

危険防止の措置

右許可下さいますよう申請いたします

年 月 日

氏

名 ㊟

警察署長殿

第二号様式 (第八條の規定によるもの二)

貨物自動車の一乗用使用許可申請書

申請者、住所、氏名、生年月日

車の種別、車輛番号

緊急止むを得ない事由	乗車人員	輸送の経路	輸送日時	備考
		経目出 由的発 地地地		
<p>右許可下さいますよう申請いたします</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長殿</p> <p>氏 名</p>				

第三号様式 (第八條の規定によるもの三)

制限外積載許可申請書

申請者、住所、氏名、生年月日	車の種別、車輛番号	積載品目	制限外超過の範囲	制限外超過の範囲及び指定外の場所	やむを得ない事由	運搬経路
			制限超過の範囲	指定外の場所		経目出 由的発 地地地
			重量	制限外	制限内	
			長さ	メートル	メートル	
			幅	メートル	メートル	
			高さ	メートル	メートル	

右許可する 年月日	危険防止の措置	運搬日時	運搬経路	緊急又はやむを得ない事由	乗車又は積載場所	運搬品目	車の種別、車輛番号
		年 年 月 月 日から 日まで					

警察署長 園

第四号様式 (第九條の規定によるもの一)

第 号

設備された場所以外の乗車、積載許可証

住 所

職 業

氏 名

生 年 月 日

名 氏

警察署長 殿

年 月 日

右許可下さいますよう申請いたします

危険防止の措置	運搬日時
	年 年 月 月 日から 日まで

00365

車の種別、車輛番号	制限外積載許可証	住所 職業氏名	生年月日	警察署長印	備考	右許可する	年 月 日
						第六号様式 (第九條の規定によるもの三)	
第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号

00364

00364

輸送の日時	輸送の経路	乗車人員	緊急やむを得ない事由	車の種別、車輛番号	住所 職業氏名	生年月日	貨物自動車の一時乗用許可証
							第五号様式 (第九條の規定によるもの二)
輸送の日時	経目出 由的発 地地地				住所 職業氏名	生年月日	第 号

右自動車運転免許を受けたいので関係書類及び写真三葉を添えて申請いたします
 右原動機付自転車運転許可
 年 月 日
 鳥取県公安委員会御中
 氏
 名 ㊦

(註) 添付書類

戸籍抄本、住民登録票抄本(外国人の場合は外国人登録票の写)
 医師の健康診断書、各種証明書、理由書等である。
 医師の健康診断書には内部疾患、外部疾患、四肢、視力の状況の外常習めいてい、麻薬常用、覚せい剤常用の有無の状況が記載されている事が必要である。
 収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。

第八号様式 (第十二条第一項の規定によるもの)

自動車 仮運転免許申請書

現に有する運転免許証
 の発行行政庁及び有効
 期間

写真 仮ちよう付欄	収入証紙 ちよう付欄			
	運転しようとする自動車の種類	本籍又は国籍	居所又は滞在地	氏名
	生	年	月	日

右自動車仮運転免許を受けたいので関係書類及び写真二葉を添えて申請いたします

鳥取県公安委員会御中

年 月 日
 氏
 名 ㊦

(註) 添付書類、運転免許証の写

収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付すること。

第九号様式 (第十二條第二項の規定によるもの)

練習のための自動車仮運転免許申請書

写真仮ちよう付欄		練習しようとする自動車	
収入証紙		申請者	
ちよう付欄	氏名	住所	本籍
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日

右練習のための自動車仮運転免許を受けたいので関係書類及び写真二葉を添えて申請いたします

年 月 日

鳥取県公安委員会御中

氏 名

(註) 添付書類
戸籍抄本、健康診断書、収入証紙は必ずちよう付欄にちよう付する
第十号様式 (第十三條第二項の規定によるもの)

第 号

年 月 日

鳥取県公安委員会 殿

通知書

その理由をお話し、あなたの弁明を聞きたいと思つたので左記により出頭されたい。
日 受 験 申 請 日 受 験 され た あ な た の 運 転 免 許 可 について 今 回 免 許 を 拒 否 する こと に な っ た が

記

一、出頭日時 年 月 日 時

二、出頭場所 鳥取市東町 番地

鳥取県公安委員会

第十一号様式 (第十九条の規定によるもの)

第 号

運転免許試験合格通知書

写真二葉
仮ちよう付欄

本籍
住所

氏名
生年
月
日

合格した試験の種類

免許の条件

右合格したものであるから通知する

年 月 日

第十二号様式 (第二十二条の規定によるもの)

公安委員会御中

鳥取県公安委員会 届

自動車運転者
原動機付自転車運転者 「 届

免許の種類及び免許番号

届出の要旨

右のとおりでありますから免許証訂正下さいませすよう届け出ます

年 月 日

鳥取県公安委員会御中

住所

氏

名 ⑩

第十三号様式 (第二十三條の規定によるもの)

自動車運転免許者
原動機付自転車運転者
運転地変更届

写真二葉仮ちよう付欄

本籍
住所

氏

生年
年月日
名

免許の種別
交付年月日
許可番号

旧運転地
新運転地

右の通り運転地変更をしたから写真二葉免許証を添えて届け出ます

年 月 日

氏

名 ⑩

鳥取県公安委員会御中

第十四号様式 (第二十四條の規定によるもの)

自動車運転免許証
原動機付自転車運転許可証
検査申請書

写真三葉

免許の種類及び
許可番号

仮ちよう付欄

交付年月日

右免許証の検査を願いたいから写真三葉及び免許証を添えて申請いたします。

年月日

住所

氏

名印

鳥取県公安委員会御中

第十五号様式 (第二十六條の規定によるもの)

自動車運転免許証 再交付申請書
原動機付自転車運転免許証

写真三葉

免許の種類及び許可番号

仮ちよう付欄

交付年月日

再交付申請の事由

右の通りでありますので免許証再交付下さいませよう写真三葉を添えて申請いたします。

年月日

住所

氏

名印

鳥取県公安委員会御中

第十六号様式 (第二十六條の規定によるもの)

自動車運転免許証 返納届
原動機付自転車運転免許証

免許の種類及び許可番号

返納の事由

右の通り自動車運転免許証を返納します
原動機付自転車運転許可証

年 月 日

住所

氏

名 ㊟

鳥取県公安委員会御中

(註) 免許証を添えて提出すること
許可証

第十七号様式 (第二十七條の規定によるもの)

道路使用許可申請書

本籍、住所、職業、氏名、生年月日

道路使用の目的

使用の期・間

使用の場所

使用の方法と交通に影響する程度

右のとおり道路を使用したいので許可下さいますよう申請いたします

年 月 日

氏

名 ㊟

収入印紙
ちよう付欄

警察署長殿

第十八号様式 (第二十八條の規定によるもの)

第 号

道路使用許可証

道路使用者	使用の目的	使用の期間	使用の場所	使用の方法	使用についての指示

右のとおり道路使用を許可する

年 月 日

警察署長 印

雑 報

◇国家地方警察鳥取県本部告示第二十号
 道路交通取締法施行規則第二條第二号の規定により緊急
 自動車指定要領を次のとおり定める。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県国家地方警察隊長 神 田 亘

緊急自動車指定要領

第一條 道路交通取締法施行規則第二條第二号の規定に

第一号様式

緊急自動車指定申請書

申請者住所氏名 (法人の場合はその代表者)	車の用途

よる緊急自動車としての指定を受けようとするものは、別記第一号様式による申請書二通に自動車検査証の写を添えて申請しなければならない。

第二條 前條の申請により緊急自動車の指定をしたときは別記第二号様式の指定書を交付する。

第三條 第一條による申請書は、所轄警察署長を経由して提出しなければならない。

附 則

この要領は公布の日から施行する。

住所、氏名、生年月日	車の用途	自動車の種別、年式、番号	緊急自動車としての装備状況

右緊急自動車として指定する
年 月 日

鳥取県国家地方警察隊長 印

緊急自動車としての装備状況	自動車の種別、年式、番号	
	種別	年式
	車輛番号	

右緊急自動車として指定下さいますよう車輛検査証の写を添えて申請いたします

年 月 日

右 氏

名 印

鳥取県国家地方警察隊長 殿

第二号様式

第 号

緊急自動車指定書